

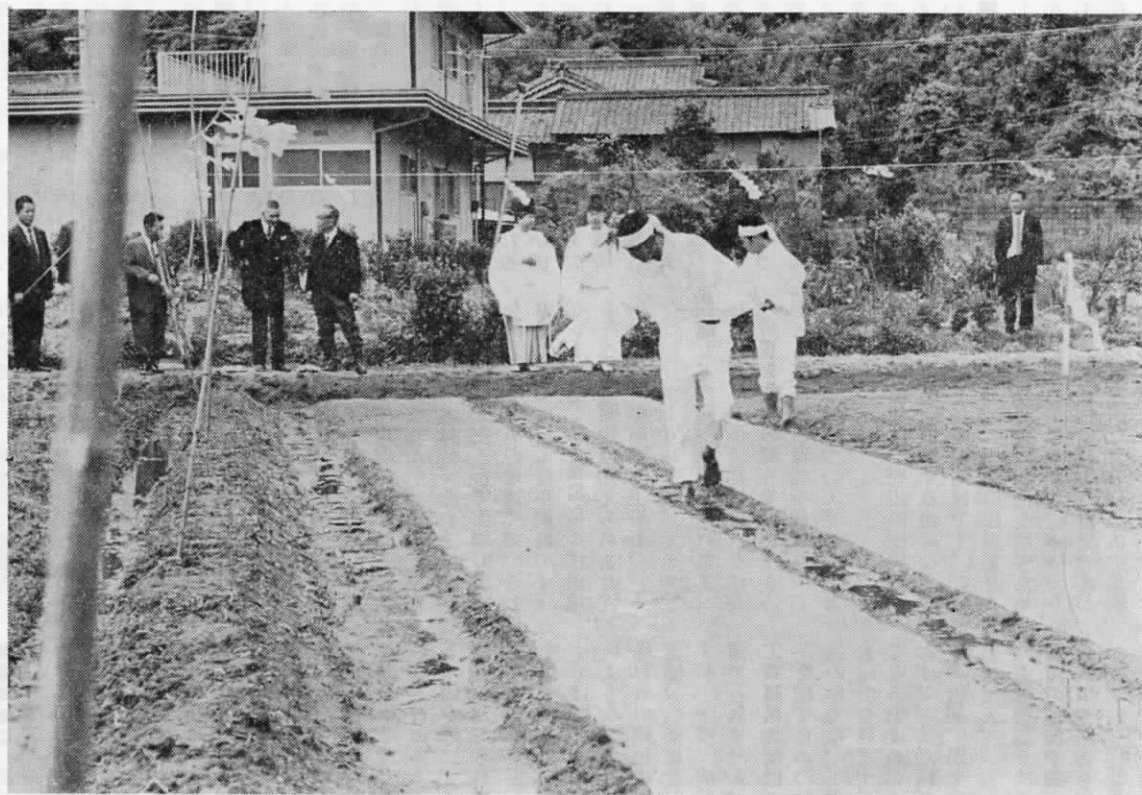


広報

おんが

6月号 No. 140

発行 昭和47年6月10日 発行所 遠賀町役場庶務課 印刷 冷牟田印刷合資会社



古式ゆかしく行なわれた献穀米播種式

——福岡県代表献納者に畑生半一氏（尾崎）——

人のうごき (5月の住民基)
本台帳から

人口	9,727人	(+8)
男	4,626	(+1)
女	5,101	(+7)
世帯数	2,527戸	(+4)

() 内は前月比

- | | | |
|-----|---|------------|
| 一 | 日 | 電波の日、気象記念日 |
| 四 | 日 | むし歯デー |
| 七 | 日 | 計量記念日 |
| 十 | 日 | 時の記念日 |
| 十一 | 日 | 入梅 |
| 十八 | 日 | 父の日 |
| 二十五 | 日 | 救いの日 |
| 二十八 | 日 | 貿易記念日 |

六月のこよみ



住みよい街づくりのために

都市計画のルールを決定する用途地域の設定について

最近経済社会の進展にともない都市圏域の拡大という現象と相まって、地域態様の變はうは著しいものがあります。

北九州地域においても山陽新幹線の博多乗入れ、九州縦貫道自動車道の新設、周防灘工業開発など大型プロジェクトの計画実施の進むなかで、本町においても逐次都市化が進行しております。

国は住民が健康で快適な生活を営むための都市環境及び施設の整備を促進する目的で都市計画が制度化されており、一方農業においても将来とも、良好な農業環境を保全し農用地として基盤育成をはかる地域においては、都市化の波及を防止し、農業を振興する目的で農業振興計画が立法化されております。

これらは町全体の土地利用計画によって、各々用途にそくした利

用計画にもつき、環境的にすぐれた町づくりを目的としたものでありますが、農業振興計画の説明は別の機会に回し今回は都市計画の用途地域設定について申し述べます。

用途地域とは、いろいろの用途や形態の建物をルールの中で整理して、生活環境を良くしようという事です。それは用途地域を決めつに放っておくと、いろいろの用途や形態の建物が混在し、その結果、騒音、悪臭などにより生活環境が悪化するばかりでなく、生産、交通などの機能が混乱し、住みにくい不便な町になってしまいます。このようなことを防ぐため建てるものを建てる場合、お互いに守るべき最低限のルールを決めたものが用途地域です。用途地域には第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域の八種類があつて、それぞれに地域にふさわしいよう建物の用途や形態の制限が定められます。この用途地域は都市計画の基本的な内容の一つで、市街地や今後市街地として予想される場所には、必ず定めることになっております。

第一種住居専用地域は、低層住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。この地域の中では、工場や風俗営業施設など、良好な住環境をそこなう建物は建てられません。住生活の利便が確保できるよう日常生活に必要な一定の店舗併用住宅、公衆浴場、小中学校、小規模な郵便局などの建物は建てられます。

第二種住居専用地域は、中高層住宅も建つような住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。この地域の中では、比較的高密度な住宅地という性格から、住環境の保護と同時に都市的な生活の利便にも重点が置かれているので、工場、ホーリング場、旅館など良好な住環境をそこなう建物は建てられません。店舗、事務所、病院などは建てられます。

住居地域は、主として住居の環境を保護するための地域です。この地域の中では、工場や劇場、キャパレー、トルコ風呂など住環境をそこなう建物は建てられません。が、とくに小規模な工場や、パチンコ屋、ホーリング場、ホテル、旅館などの建物は建てられます。したがって、住居地域は、これらの用途の建物の混在を認めながら主として住居の環境を保護する必要がある地域について定められます。

近隣商業地域は、周辺の住民に対して日用品を供給する商業などの利便を増すための地域です。この地域の中では、周辺の住環境をまもりながら商業の利便を増すために、一般の工場や劇場、キャパレーなどの建物は建てられませんが、店舗、事務所などのほかに小規模な工場も建てられます。

商業地域は、銀行、事務所、百貨店、専門店、問屋、劇場、映画館、料理店などの各種の商業業務の利便を増すための地域です。この地域の中では、とくに商業地としての環境をそこなうような工場などの建築が制限されるだけで、その他の用途の建物はほとんどなんでも建てられます。

準工業地域は、主として環境の悪化をもたらずおそれのない工業の利便を増すための地域です。この地域の中では、とくに公害の発生のおそれのある工場や危険物を扱う工場を除いてほとんどの用途の建物が建てられます。

工業地域は、主として工業の利便を増すための地域で、この地域の中では準工業地域では建てられないような工場も建てられます。工場以外の建物については、住宅、店舗、娯楽施設などは建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域は、とくに工業の利便を増すための地域です。この地域の中では、工場はどんなものでも建てられますが工業の利便をそこなうおそれのある建物は建てられません。工業地域では建てられる住宅、店舗、娯楽施設などは建てられません。

用途地域を決めるときは、土地の人口や産業を収容するのに必要が、地形や交通条件からみて、適

切に配置されるように計画をたてますが案の作成の段階で公聴会や説明会を行って、みなさまの意見の反映に努めると共に、用途地域として決めるときには、この案を縦覧に供します。案について意見がある場合には、町に対して意見書を提出することが出来ます。また用途地域を決めるにあたっては都市計画審議会などの審議を経るとともに知事の承認を受けることにより、適切で公正な計画となるようにされています。

用途地域が決まると、その旨を公報に告示し、告示した日から効力が発生します。都市計画区域内では建てるものを建てるようとする場合県に申請書を提出して建築主事の確認を受けなければなりません。用途地域が決まるとその制限に反する建物は特別の場合を除いてこの確認が受けられないこととなります。(別紙図表参照)

以上が用途地域の概要であります。この用途地域は、私たちの日常生活を快適な住環境にするためのものです。一方では、建築物の制限をすることになります。住民のみならずみなさまの協力なくしては実現出来ないものであります。

なお近日中に用途地域の設定にともなう現地調査(建ぺい率・容積率)の戸別調査を実施しますからご協力の程お願いいたします。

用途地域内の建物の用途制限

例	示	第一種住居専用地	第二種住居専用地	住地	居地	近隣商業地	商業地	業地	準工業地	工業地	業地	工業専用地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿												
兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの												
上記以外の兼用住宅												
幼稚園、小学校、中学校、高等学校												
図書館、博物館												
神社、寺院、教会												
養老院、託児所、公衆浴場、診療所												
巡査派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局												
大学、高等専門学校、各種学校												
病院												
物品販売業を営む店舗（百貨店を含む）、飲食店												
上記以外の店舗、事務所												
ホテル、モーテル、旅館												
ボウリング場、スケート場、水泳場												
まきびやん果、はちんこ屋、射的場												
劇場、映画館、演習場、観覧場												
待合、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂												
営業用倉庫、床面積の合計が50㎡をこえる車庫（一定規模以下の居住用車庫などを除く）												
自動車教習所、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎												
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で一定規模以下のもの												
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが極めて少ないもの												
＊ ＊ ＊ 15㎡以下の工場 ＊ ＊ ＊ 少ないもの												
＊ ＊ ＊ 15㎡をこえる工場または ＊ ＊ ＊ やや多いもの												
危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場												
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設												
＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 少ない施設												
＊ ＊ ＊ ＊ ＊ やや多い施設												
＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 多い施設												
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場												

（都市計画において位置を決定したものなど）

□ 建てられる用途 ■ 建てられない用途

（ただし、先に述べたように、特別の許可を受けて建てられる場合があります）

「遠賀米」を
宮中に献納

献納者

畑生半一氏に決る

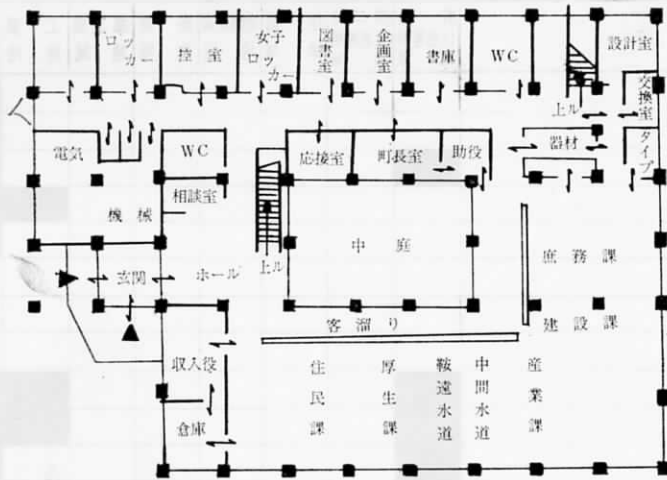
昭和四十七年新嘗祭（十一月二十三日勤労感謝の日）の献穀米の献納者を福岡県では選定していましたが、本町尾崎の畑生半一氏を宮内庁に推せんしましたところ同氏に決まりました。

本町では五十年位前に上別府の半田氏が献納されたことがあり、今回が二回目であります。

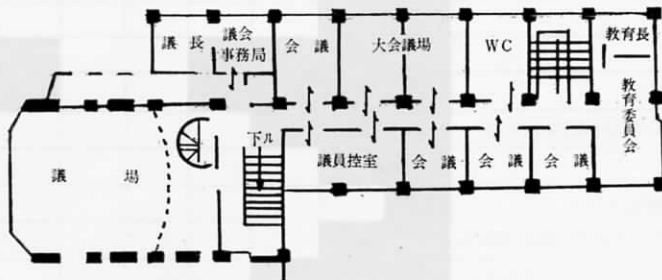
去る五月三十日には苗代田の清め畝いと播種式が来賓多数ご臨席のもと、古式によりおそかに行われました。白装束に身を清めた若者二人により播かれた種も順調に成育しており来る七月五日午前十時からの田植式をまっています。

田植式、抜穂式（収穫）も昔を偲びながら古式ゆかしくおこない立派な遠賀米を生産して宮中に献納いたし度いと念じております。耕作者の畑生氏一家には栽培期間中、いろいろご心労のことと存じますが各位の暖いご協力により立派な献穀米を作られるよう祈ります。

1 階平面図 S = 1 / 600



2 階平面図 S = 1 / 600



五月一日に役場が新庁舎に移転して以来一ヶ月余りになりますが今までの旧役場と勝手が違って住民の方に迷惑をかけているのではないかと思います。

新庁舎では企画室、議会事務局、教育委員

会事務局以外は一階の事務室にありますが庁舎の配置図および職員の配置状況は次のとおりです。なお各課の分掌事務については三月の町報でお知らせしましたとおりです。

遠賀町役場一般行政職員配置一覧表

課	課(室)長	係	係長	
庶務	仲野 丈	庶務	信行 雪鴻	高 敏昭、香山 洋子
企画室	柴田 武門	文書	仲野 丈	高 横溝、靖子
		企画	室井 百人	稲田 順三、秦 浩
住民	副田 末広	財政	鍵本 敏行	園田 怜子、井口 正明
		住民	鹿毛 裕明	秦 正茂、矢野 幸男、田中 和子
厚生	石橋 清美	税務	副田 末広	沢 秀利、太田 善胤、中松井 豊彦、中村 智文、松井 豊彦、幸田 清司
		福祉	林 正弘	添田 正豊、泉原 清、泉原 敏行、中村 マリ子
産業	三島 昭治郎	保健衛生	石橋 清美	幸田 トシ子
		振興	柴田 昭徳	国広 紘、花生 時夫
建設	高崎 新吉	産業	柴田 征一郎	半田 憲彰
		維持	泉原 清秀	矢野伊豆生、山下美和子、谷口 昭夫
収入室 議事 事務局	持山 守重	建設	為 広喜蔵	武谷 徹、松本 惟直
				古畑 紀子、丸井 力夫
教育 委員会	(学務) 外添 正美 (社会) 三砂 貞利			畑瀬登美子
		学務庶務		縄手 敏子
		社会教育 公民館		井口 一美

募金にご協力願います

日本赤十字募金

今年もまた日赤募金の時期になりましたが、今年度の本県赤十字事業資金総目標額は九、〇〇〇万円となっております。

この募金は社員制度により社員年額三〇〇円以上という型で募金運動が行なわれますが、本町では近く各区長さんを通じ納付書により募金をお願いいたしておりますのでよろしくご協力ください。

なお社員未加入の方は、この機会に一世帯一人は加入されて募金にご協力願います。

この日赤募金は、ご承知のとおり各種災害の救済、救援について国内は勿論、海外にもその愛の手をさしのべるために使われます。どうぞこの博愛精神の主旨にご賛同され募金にご協力ください。

健康感謝募金

福岡県では地区衛生組織活動資金募集のため、「健康感謝の日」を記念して募金を行なっています。が、本町も各区長さんを通じて健康感謝袋によりご協力を願っていますので一口二十円以上の募金をお願いいたします。

私達は「健康」であることが、この上もないよろこびではないかと思えます。今日の健康である

ことを感謝し、明日からの健康を守るためにも募金にご協力ください。

なお、この募金は地区衛生組織により指導者育成、モデル地区育成、衛生害虫駆除、ガン検診、河川浄化運動などの事業を推進し、住みよい環境と健康で快適な生活ができるようにするために使われます。

壮年体力テストを実施しました

5月21日遠賀中学校で



「体力テスト」これは住民の皆さんには、目新しい言葉と思いますが、どんな環境にある人でも健康であり、ゆたかな、活動能力をもっていることが大切です。壮年体力テストは、私も壮年層の人々が日常生活の基本となる体力を自分自身で確かめるものであり、そのテスト

した結果で自分に適した運動を規則正しく行って、自分の体力を保ち増進して健康に自信を持つた、日常生活が営まれるよう、行うものであります。壮年体力テストの対象にしているのは30才から60才ぐらいまでの健康な人であれば受けられます。

テスト種目としては、次の通り

年代別	人員	総合判定(年齢)
50才代	11名	20才代に1名 30才代に2名 40才代に4名 50才代に3名 60才代に1名
40才代	7名	20才代に1名 30才代に1名 40才代に3名 50才代に2名
30才代	4名	20才代に2名 50才代に2名

です。

(一)反復横とび(敏しよ性)

からだをすみやかに動かす能力を見る

(二)垂直とび(瞬発力)

瞬間的に強い力を出して運動する能力をみる

(三)握力(筋力)

筋肉の力の強さをみる

(四)ジグザグドリブル(巧緻性)

からだをたくみに、はたらかせる能力を見る

(五)急歩(持久性)

強い運動を長い時間続けられる能力を見る

今回は、婦人壮年層を対象に実施

施しましたが、次のような結果がでています。

参加者の内訳

- 30才代 4名
 - 40才代 7名
 - 50才代 11名
- 年代別総合判定をして見ました

保健メモ

歯槽膿漏の治療

歯ブラシをかけた時、リンゴをかじったりするとき、歯ぐきから出血するのを歯肉炎といいますがこれを治療しないでほうっておくと痛みが出てくるようになり、口臭もひどくなります。これが歯槽膿漏です。やがて歯はグラグラ動き出し、歯ならびも悪くなり、ついには抜けおちてしまいます。

歯槽膿漏は、むし歯とならんで口の中の病気の両横綱といわれるほど多くあらわれますが、むし歯とくらべるといろいろの点で違ったところがあります。

未開地や先進国、男女などの差はなく一様にあらわれ、むし歯とは逆に年齢がすすむと共にはつきりふえていきます。日本人の歯槽膿漏は十才代からはじまり三十才までに四〇%四十才で六〇%、五十才ではじつに八〇%の人がかかっているといわれます。

ら次のようになりました。

以上今回テストを受けた方々は総体的に持久力と握力に乏しいようです。近く壮年男子も実施する予定ですので皆さん是非参加して下さい。

遠賀町教育委員会



原因には歯石の沈着による刺激歯石の上に繁殖した細菌の感染、かみあわせの異状などが考えられていますが、栄養不良や胃腸病などの全身的な病気が歯ぐきの抵抗力を弱めるので間接的に影響します。

家庭でできる治療法といったものはありません。つまようじなどで歯の間をむやみについたりするのは病状をひどくするだけです。早めに歯科医にみてもらいましょう。歯槽膿漏は治りにくいばかりでなく、前歯などはもとどりの外観に治ることが少ないので予防に心がけることが大切です。常に口の中を清潔にし、歯をみがくときにも同時に歯ぐきのマッサージも行ないましょう。

今月の税金

町 県 民 税 第 一 期 分

納 期 限 六 月 二 十 六 日

期 限 内 に 完 納 し ま し ょ う

遠 賀 税 務 相 談 所 開 設

去る四月二十七日遠賀税務相談所が若松税務相談所から独立開設されました。

町内の方で国税等についてわからないことがあれば、どうぞ気軽にご利用ください。

専任税理士は小柳税理士が担当します。

事務所所在地

遠賀町商工会事務所内

(TEL) ③一〇一六五

卸 売 業、小 売 業 の 最 低 賃 金 に つ い て

この度福岡労働基準局では県内の卸売業、小売業（飲食店や風俗営業も含みます）で働く労働者の最低賃金を次のとおり決定し、本年五月十四日から適用することになりましたので関係事業主は違反

児 童 手 当 に つ い て

場所 遠賀町公民館
対象者 生後六ヶ月より二四ヶ月の間の者
※特に接種してはいけない人
皮膚病患者、有熱患者
生ワクチン投与後四週間以内の者

◎児童手当を受給できる人
イ 日本国内に住所がある日本国民、

一日当り 一、〇二〇円
但しパートタイマーについては一時間当り 一二七円五〇銭

衛 生 だ よ り

次のとおり予防接種及び健康診査を実施しますので対象者はもれなくうけてください。

三才児健康診査

日 時 六月十五日(木)

受付十三時～十四時

診査十四時～十六時

場所 遠賀町公民館ホール

対象者 三才児

(昭和43年6月から昭和44年5月迄の出生児)

痘そご予防接種

日 時 六月二十日(火)

十四時～十五時

心 配 こ と 相 談 日 の お 知 ら せ

相談日 六月二十三日(金)
時間 午後一時～午後四時
受付内容 生活区、仕事、家庭、教育、児童、人権、その他生活上の諸問題。

納 め 忘 れ 並 び に 未 加 入 者 の 加 入 及 び 納 期 限 六 月 30 日 まで

国民健康保険加入者、又はそれ以外の方で国民年金の未加入者(昭和11年4月2日以前に生れた人)は、6月30日までに国民年金に加入して、資格を早く取って年金の船に乗り遅れないように手続をして下さい。又加入者で10年前の未納分は、6月30日まで納めると年金権が出来ますのでお忘れなように御注意下さい。

尚詳しくは、役場厚生課福祉係にお尋ね下さい。

国 民 年 金 の 福 祉 年 金 証 書 の 提 出 に つ い て

先般広報「おんが」で通知しておりましたが、70以上の方又は障害者の方で福祉年金証書の未提出者は、早急に提出して下さい。

もし提出なき場合は、9月の支給が遅れることがあります。

一、提出期限 6月15日まで
一、提出先 役場厚生課福祉係

国 民 年 金 保 険 料

7月から引上げ

国民年金の保険料は、定額の人で毎月四五〇円が、一〇〇円上って五五〇円に、所得比例の人で毎月八〇〇円が、一〇〇円上って九〇〇円に七月から実施されることとなりましたので御了承下さい。納入方に御協力をお願いします。保険料は物価との関係により引上げられたもので、給付については、来年抜本的改正がなされ幅広い年金になる予定です。

香 典 返 し お 礼

次の方々から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りいたし、厚く御礼申し上げます。

記

- 一、金一封
- 故 藤田ナヲ様
- 尾 崎 藤田清実殿
- 故 國島チヨ子様
- 上別府 國島守信殿